

# 変更登録申請手続について

## 1、行政書士変更登録申請書(正・副2通)

## 2、変更手数料

- \*【事務所の所在地】【住所(自宅)】【氏名】【本籍】【属性】【事務所の名称】の変更は手数料¥4,000-
- \*【電話番号】【住居表示】の変更は手数料不要(¥0-)
- \* 郵送による申請の場合、手数料の支払いは現金書留・定額小為替・普通為替、又は郵便局払込でお願い致します。  
郵便局払込の場合は、払込証明(払込票写し等)も添付してください。  
【ゆうちょ銀行から払込】 加入者名:大阪府行政書士会 口座番号:00940-4-103197  
【ゆうちょ銀行以外から払込】 ゆうちょ銀行 当座 ○九九店(ゼロキユウキユウ店) 口座番号:0103197

## 3、添付書類

- \* 添付書類は提出日から3ヶ月以内のものをご提出ください。
- \* 複数個所の変更に伴う顔写真につきましては、多い方の枚数をご用意ください。
- \* 複数個所の変更に伴う必要書類につきましては、重複部分の提出は不要です。

### 【事務所の所在地の変更】

		提出書類	備考	チェック欄
①	事務所使用権限証明書	建物登記簿謄本	建物所有者の住所、氏名の記載があるもの。 発行日より3か月以内のもののみ可。	
②	事務所使用権限証明書 (事務所建物が他者所有の場合)	i 建物所有者から借りる場合 建物所有者と申請者間の 賃貸借契約書(コピー1通)		
		ii 賃借人から転借する場合(上記 i の書類に加えて下記も必要) 転賃借契約書(コピー1通)		
		使用承諾書	※記入例を参照	
		iii 使用貸借の場合 使用承諾書	※記入例を参照	
③	登記簿の地番と住居表示の確認	申立書		
④	誓約書その他	i 他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合(共同・合同事務所等) 共同・合同事務所届出書 誓約書(他の士業者と同一場所に事務所を設ける場合)		
		ii 法人等の事務所内に事務所を設ける場合 誓約書(法人等の事務所内に事務所を設ける場合)		
⑤	事務所内部の詳細	事務所平面図	・建物入口から事務所入口までの独立性 ・事務所内部の独立性 ※独立性が確保できない場合は不可。 ※作成方法の詳細については、事務所内部の詳細及び事務所写真についてをよく参照すること。	
⑥	建物写真・事務所写真	以下のすべて ・建物全景 ・建物入口 ・ポストの設置場所、アップ(事務所名確認) ・建物入口から事務所入口までの全経路 ・事務所入口 (内外から撮影、扉の開閉いずれも撮影) ・事務所入口から執務場所までの全経路 ・事務所内部(事務机・複合機などを含む) (四隅から盲点がないよう撮影)	・全写真に番号を付し、平面図に撮影した位置を示すための番号(①②・・・)と撮影方向を示す矢印(→)を記入する。 ・必ずカラー印刷(モノクロ印刷不可)し、所定の用紙(書式13)の一枚に一枚ずつ貼付する。 ※作成方法の詳細については、事務所内部の詳細及び事務所写真についてをよく参照すること。1つでも不足があると受領できません。	
⑦	身分証明書	会員証(コピー1通) 紛失した場合は「会員証再交付申請書」を提出。	大阪会発行のもの。 「行政書士証票」ではない。	
⑧		行政書士証票(コピー1通) 紛失した場合は「誓約書」を提出。	日行連発行のもの。 「会員証」ではない。	
⑨	顔写真	証明顔写真(2枚) 縦3cm×横2.5cm	裏面に「氏名」を記入すること。 撮影日より3か月以内、無背景、色メガネを使用せず写したもののみ可。	
⑩	FAX番号・メールアドレスの 【登録・変更】届出書	FAX番号・メールアドレスに変更がある場合 事務所FAX番号・メールアドレスの 【登録・変更】届出書		

注: 必要があれば上記以外の関係書類を提出していただく場合があります。また、疑義が生じた場合は現地調査を行います。

### 【電話番号の変更】

なし（「行政書士変更登録申請書」(正・副2通)のみ）

### 【住所(自宅)の変更】

		提出書類	備考	チェック欄
①	住民票の写し	住民票の写し（正1通・コピー1通）	発行日より3か月以内のもののみ可。	
②	身分証明書	会員証（コピー1通） 紛失した場合は「会員証再発行申請書」を提出。	大阪会発行のもの。 「行政書士証票」ではない。	

### 【氏名の変更】

		提出書類	備考	チェック欄
①	戸籍抄本	戸籍抄本（正1通・コピー1通）	発行日より3か月以内のもののみ可。	
②	職名に関する届出	職名使用届（正1通・コピー1通）	氏の変更で、旧姓を使用する場合	
		職名廃止届（正1通・コピー1通）	氏の変更で、旧姓を廃止する場合	
③	身分証明書	行政書士登録証（原本）		
④		会員証（コピー1通） 紛失した場合は「会員証再発行申請書」を提出。	大阪会発行のもの。 「行政書士証票」ではない。	
⑤		行政書士証票（コピー1通） 紛失した場合は「誓約書」を提出。	日行連発行のもの。 「会員証」ではない。	
⑥	顔写真	証明顔写真（2枚）縦3cm×横2.5cm	裏面に「氏名」を記入すること。 撮影日より3か月以内、無背景、色メガネを使用せず写したのもののみ可。	

### 【本籍の変更】

		提出書類	備考	チェック欄
①	戸籍抄本	戸籍抄本（正1通・コピー1通）	発行日より3か月以内のもののみ可。	

### 【住居表示の変更】

		提出書類	備考	チェック欄
①	証明書	住居表示変更証明書（正1通・コピー1通）	市役所発行のもの	
②	身分証明書	会員証（コピー1通） 紛失した場合は「会員証再発行申請書」を提出。	大阪会発行のもの。 「行政書士証票」ではない。	
		行政書士証票（コピー1通） 紛失した場合は「誓約書」を提出。	日行連発行。 「会員証」ではない。	
④	顔写真	証明顔写真（2枚）縦3cm×横2.5cm	裏面に「氏名」を記入すること。 撮影日より3か月以内、無背景、色メガネを使用せず写したのもののみ可。	

平成16年8月1日、改正行政書士法の施行に伴い、新たに行政書士名簿の登載事項となった「属性」「事務所の名称」について変更が生じた場合、申請が必要となります。

「事務所の名称」以外で変更登録申請をされる場合については、併せて「事務所の名称」についても登録するようにしてください。

後日事務所の名称を登録するために変更登録申請をする場合、それだけで有償となってしまいうためご注意ください。

### 【属性① 「行政書士法人の社員」への変更】

		提出書類	備考	チェック欄
①	定款	原本証明された定款の写し（コピー2通）	原本の提示が必要。	
②	身分証明書	会員証（コピー1通） 紛失した場合は「会員証再発行申請書」を提出。	大阪会発行のもの。 「行政書士証票」ではない。	
③		行政書士証票（コピー1通） 紛失した場合は「誓約書」を提出。	日行連発行。 「会員証」ではない。	
④	顔写真	証明顔写真（2枚）縦3cm×横2.5cm	裏面に「氏名」を記入すること。 撮影日より3か月以内、無背景、色メガネを使用せず写したもののみ可。	
⑤	職務上請求書	職務上請求書	未確認の職務上請求書のみ。 (確認済み職務上請求書は提出不要)	

### 【属性② 「使用人」への変更】

		提出書類	備考	チェック欄
①	雇用契約書	雇用契約書（コピー2通）		
②	身分証明書	会員証（コピー1通） 紛失した場合は「会員証再発行申請書」を提出。	大阪会発行のもの。 「行政書士証票」ではない。	
③		行政書士証票（コピー1通） 紛失した場合は「誓約書」を提出。	日行連発行。 「会員証」ではない。	
④	顔写真	証明顔写真（2枚）縦3cm×横2.5cm	裏面に「氏名」を記入すること。 撮影日より3か月以内、無背景、色メガネを使用せず写したもののみ可。	
⑤	職務上請求書	職務上請求書	未確認の職務上請求書のみ。 (確認済み職務上請求書は提出不要)	

### 【属性③ 「個人開業」への変更】

【事務所の所在地】の添付書類をご用意ください。

### 【事務所の名称の変更】

\* 添付の「事務所の名称に関する指針」を参照し、[新]の欄に記載してください。

なお、指針の中で単位会区域内における同一名称の禁止をあげておりますが、当該情報については、日行連ウェブサイト検索機能を設けておりますので、あらかじめ確認するようにしてください。

		提出書類	備考	チェック欄
①	身分証明書	行政書士証票（コピー1通） 紛失した場合は「誓約書」を提出。	日行連発行のもの。 「会員証」ではない。	
②		顔写真	証明顔写真（2枚）縦3cm×横2.5cm	裏面に「氏名」を記入すること。 撮影日より3か月以内、無背景、色メガネを使用せず写したもののみ可。